

標準報酬の月額の随時改定における 取扱いの一部改正について

1 随時改定の取扱い一部改正内容

昇給(降給)にかかる標準報酬の月額随時改定にあたり、業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、組合員の同意に基づき、年間報酬の月平均額による保険者算定を行うことができるようになります。

※今回の改正は、昇給(降給)にかかる随時改定のみ対象となります。昇給(降給)以外の給与改定や諸手当などの変動は該当になりませんのでご注意ください。



2 随時改定において年間報酬の月平均額による保険者算定の対象になる場合

次のすべてを満たした場合に、新たな保険者算定の対象となります。

- (1) 次の①と②との間に2等級以上の差があること。
 - ① 昇給(降給)月以後の継続した3カ月間の報酬の平均から算出した標準報酬の月額
 - ② 昇給(降給)月以後の継続した3カ月間に受けた固定的給与の月平均額に、昇給(降給)月前の継続した9カ月と昇給(降給)月以後の継続した3カ月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬の月額(年間平均額から算出した標準報酬の月額)
- (2) 上記(1)の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること。
- (3) 現在の標準報酬の月額と年間平均額から算出した標準報酬の月額との間に1等級以上の差があること。

3 施行日

平成30年10月1日

(平成30年10月改定以降の随時改定から適用となります。)

標準報酬の月額は、掛金・保険料の算定に用いられる一方で、年金や傷病手当金など、組合員が受ける給付の額にも反映されます。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306